

**学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について
(報告)**

平成28年6月

**学校における外国人児童生徒等に対する
教育支援に関する有識者会議**

目次

はじめに.....	3
I 外国人児童生徒等を巡る状況と基本的な考え方	4
1. 在留外国人数、外国人児童生徒等数、日本語指導が必要な児童生徒数等の状況.....	4
2. これまでの取組と成果・課題.....	5
3. これからの外国人児童生徒等教育にあたっての基本的な考え方.....	7
II 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	11
1. 現状及び課題.....	11
2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）.....	12
（1）「拠点校」等を中心とした指導体制の構築.....	12
（2）地域のNPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制の構築..	14
（3）外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充.....	14
（4）日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進.....	15
III 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	16
1. 現状及び課題.....	16
2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）.....	17
（1）外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実.....	17
（2）外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置.....	18
（3）日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成.....	19
IV 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	20
1. 現状及び課題.....	20
2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）.....	21
（1）「JSLカリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及.....	21
（2）就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施.....	22
（3）外国人児童生徒等教育のための教材の充実.....	23
V 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	24
1. 現状及び課題.....	24
2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）.....	25
（1）外国人の子供等の就学促進.....	25
（2）外国人生徒等の高校進学の促進.....	26
（3）外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進.....	27
おわりに.....	29

はじめに

外国人児童生徒の増加や、保護者の国際結婚などによる日本国籍の児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は3万人を超え、その数は増加傾向にあり、小・中・高校における外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・教科指導、生活指導等の充実を図ることが急務となっている。また、外国人の子供への効果的な就学支援や学校とNPO、国際交流協会、大学、企業、福祉等の関連行政機関等との連携による取組も重要さを増している。

これまでも、文部科学省に設置された「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」が平成20(2008)年6月にとりまとめた「外国人児童生徒教育の充実方策について」(報告)において、取り組むべき施策についての提言が行われ、国、地方公共団体、学校等において、外国人児童生徒等教育¹の充実に向けた施策の充実が図られてきた。

しかし、以後現在に至るまで、学校における外国人児童生徒等数の増加、在籍する児童生徒の多様化・複雑化の状況は一層進展しており、国、地方公共団体、学校に加え、NPO、国際交流協会、大学、企業、福祉等の関連行政機関等の関係者による取組を加速させることが喫緊の課題となっている。また、外国人児童生徒等が進学・就職して経済・社会的に自立を目指すケースが増えている状況を踏まえ、外国人児童生徒等教育が我が国の経済・社会に与える積極的意義・効果について、広く発信することが求められている。

このため、平成27(2015)年11月に「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」を立ち上げ、外国人児童生徒等教育に関する有識者、地方公共団体、大学、NPO等様々な関係機関の協力を得て、教育支援の在り方について、現場で教育実践に取り組む関係者からのヒアリングを行うとともに、議論を重ねてきた。

以上を踏まえ、このたび、本有識者会議では、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後取り組むべき施策の基本的かつ具体的な方向性について、とりまとめ、提言を行うものである。²

¹ 「外国人児童生徒等」の定義はP.4の注3、「外国人児童生徒等教育」の範囲はP.9を参照。

² 本有識者会議は学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について検討するものであるが、本報告書では関連する施策についても教育支援を促進する観点から必要に応じて触れた。

I 外国人児童生徒等を巡る状況と基本的な考え方

1. 在留外国人数、外国人児童生徒等数、日本語指導が必要な児童生徒数等の状況

○我が国の在留外国人数は、平成 20（2008）年のリーマンショック以降減少傾向にあったが、平成 24（2012）年以降増加に転じ、平成 27（2015）年度末の在留外国人数は約 223 万人と過去最高となった³。近年の傾向としては、在留外国人全体に占める比率の大きい中国及び韓国からの在留者数は横ばい又は減少、ブラジルやペルー等の南米系の在留者数も減少傾向である一方、フィリピン、ベトナム、ネパール、タイの東南・南アジア諸国からの在留者が増加するなど、出身国の多様化が進んでいる。

○以上の在留外国人数の動向を受け、外国人児童生徒等⁴も増加傾向であり、平成 26（2014）年 5 月現在、公立の小・中・高校等に在籍する外国人児童生徒数は 73,289 人となっている。このうち日本語指導が必要な児童生徒数は約 4 割の 29,198 人となっており、これらの外国人児童生徒と日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数（7,897 人）と合わせると、37,095 人となっている。これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの 10 年で 1.6 倍に増加している。⁵

○また、日本語指導が必要な児童生徒の状況も多様化が進んでいる。児童生徒の母語に関し、フィリピン語、ベトナム語及び「その他」の言語⁶が近年増加している。また、国際結婚等の家庭からの日本国籍・二重国籍の児童生徒数が急増している。

○更に、在留外国人の在留期間の長期化・定住化に伴い、在留外国人の第二世代などの「日本生まれ・日本育ち」の子供が現れる一方、いわゆる日系外国人の我が

³ 「平成 27 年末現在における在留外国人数について（確定値）」（法務省ホームページ）

⁴ 外国人児童生徒を巡る多様な状況を踏まえ、本報告書では、外国籍の児童生徒に加え、日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒をあわせて「外国人児童生徒等」と定義する。

⁵ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 26 年度）」。なお、「日本語指導が必要な児童生徒」とは、学校での生活や学習のための日本語能力が十分でない外国人児童生徒等であって、日本語の能力に応じた特別な指導を行う必要がある者を指す。この特別な指導は、必ずしも日本語の能力を高めるための指導に限られず、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、教科指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が想定される。詳細は、I 3.（総合的・多面的な指導としての外国人児童生徒等教育）（P.9）を参照。

⁶ 同調査における主要 7 言語（ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語）以外の言語。

国への定住者の第二世代等が多いとされてきたブラジル、ペルー、フィリピン等においても、新たに本国から来日する者も相当数おり、例えば在留外国人の保護者が学齢期の途中段階で子供を母国から呼び寄せるケース等、児童生徒の渡日や就学のタイミングも多様化しつつある。

○これらの結果、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の母語及び日本語の習得度合いも様々な状況となっている。具体的には、母語及び日本語両方においてコミュニケーションや学習が可能な児童生徒がいる（いわゆる「バイリンガル」）一方、母語においても日本語においてもコミュニケーションや学習が困難な児童生徒もいる（いわゆる「ダブル・リミテッド」）状況となっている。

○日本語指導が必要な児童生徒の在籍する地域の分布については、平成 26（2014）年 5 月現在、都道府県別の在籍者数の上位 6 都府県（愛知、神奈川、東京、静岡、大阪、三重）の在籍者合計が全体の 6 割を占めており、特定の地域への集住化の傾向が引き続き見られる。その一方、日本語指導が必要な児童生徒が 1 名以上在籍する公立の小・中学校は全公立小・中学校の 2 割（22.7%）に達し、これらの児童生徒が 1 名以上在籍する市区町村数は、全市区町村の約 5 割（49.5%）となっている。在籍数が 1～4 人の学校数が在籍学校の 75%を超えている状況であり、これらの児童生徒が全国に散在化する状況が一層顕著になっていると考えられる⁷。

2. これまでの取組と成果・課題

（これまでの取組）

○外国人児童生徒等への教育支援に関しては、平成 20（2008）年に「外国人児童生徒教育の充実方策について」（報告）（平成 20 年 6 月 初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会）において関係者が取り組むべき施策の方向性がとりまとめられた。以後これまでの間、国において、以下のような外国人児童生徒等の受入れ及び教育支援の充実のための取組が行われてきた。

－外国人児童生徒を受け入れる学校・地方公共団体等における体制整備のために必要な情報・知見の提供の観点から、「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布（平成 23（2011）年 3 月）

⁷ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 26 年度）」

- －取り出しによる日本語と教科の統合的指導（「JSL カリキュラム⁸」等）の実施のための条件整備として、児童生徒の日本語能力把握のためのDLA⁹の開発（平成26（2014）年3月）、多言語文書や教材の情報検索サイト「かすたねっと」の構築・運用（平成23年3月運用開始）、「特別の教育課程」の編成・実施を可能とする制度改正（平成26（2014）年1月）
- －外国人児童生徒等への指導のための教員加配の充実、指導・支援体制の構築を図る地方公共団体の取組への支援（「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」）
- －教員・管理職・指導主事等への研修の実施（平成5（1993）年～）、教育委員会のための研修マニュアルの作成（平成26（2014）年3月）等の実施
- －小・中学校における外国人児童生徒の就学機会の確保のため、学校における就学促進や、柔軟な受入れ等についての地方公共団体に対する通知等による要請（平成18（2006）年、21（2009）年、24（2012）年、26（2014）年）
- －文化庁においては、地方公共団体やNPO等で行っている、外国人児童生徒を持つ保護者を対象とした、子育てに必要な知識を含めた日本語教室や親子日本語教室の取組への支援

（成果及び課題）

- これらの国における取組等を踏まえ、外国人児童生徒等の受入れにあたって必要な体制整備に取り組む地方公共団体や学校は着実に増えている。例えば、
 - ① 日本語指導や教科指導などの外国人児童生徒等教育を担当する教員が、平成20（2008）年度から平成27（2015）年度までの間に約1.5倍に拡大
 - ② 市区町村において外国人児童生徒等に対する教育支援を行うため「拠点校」や「日本語指導教室」「日本語サポートセンター」等の拠点的な機能の整備を行う地方公共団体数が平成22（2010）年度の176市区町村から平成25（2015）年度の206市区町村まで増加
 等の状況となっている。
- しかし、全国の公立の義務教育諸学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、実際に指導を受けている者の割合は全体の8割程度で横ばい又は低下傾向（H20：84.9%→H22：82.2%→H26：82.9%）にある。この背景には、全国的に

⁸ 日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的として、文部科学省が開発したモデル・プログラム。

⁹ 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）（平成26年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課）

日本語指導が必要な児童生徒数が増加傾向にあることに加え、指導にあたる教員や支援員などの体制が十分に整っていない散在地域や少数在籍学校において、急増する児童生徒に必要な指導を十分に行えていないことが考えられ、このような状況への対応が急務である。

○また、日本語と教科の統合的指導のための「JSL カリキュラム」等を用いてより効果的な指導が行えるよう平成 26 (2014) 年 1 月に創設した「特別の教育課程」を導入している学校数は、制度導入から間もない平成 26 (2014) 年 5 月現在、在籍学校の 2 割程度となっている。制度改正の趣旨についての教育委員会・学校への一層の普及・啓発に加え、制度の導入に必要な教員の配置等の体制整備が課題である。

○更に、我が国の義務教育諸学校に在籍する外国人生徒等が、日本語能力が十分でない等の理由により、希望しても高等学校への進学を果たせずに就職・帰国せざるを得ない状況が生じている。小・中学校を通じた外国人児童生徒等の学力保障や、高校入試における配慮等を通じた高校進学への促進、高校進学後の学習の支援等を通じた外国人の子供等の経済的・社会的自立の促進が課題である。

○外国人児童生徒等を持つ保護者に対する日本語教育や親子日本語教室は、一部の地域で取組が広がっているものの、全国的な広がりとはなっていない。

3. これからの外国人児童生徒等教育にあたっての基本的な考え方

(多文化共生に基づく外国人児童生徒等教育)

○グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が今後一層進展すると考えられる。我が国の学校において、異文化理解や多文化共生¹⁰の考え方に基づく教育がますます求められていく中、外国人児童生徒等教育はその中心的な課題として捉えられるべきである。

¹⁰ 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告書(2006年3月)では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」と定義されている。

○具体的には、外国人児童生徒等教育を、学校が抱える諸問題への対応という形で受動的に捉えるのみならず、より積極的な意義・効果の観点から位置付けることが求められる。例えば、外国人児童生徒等が学校教育を通じて我が国の社会に円滑に適応することや、経済・社会的に自立するために必要な知識・技能等を習得し、我が国と母国の架け橋となるグローバル人材として活躍することは、我が国の経済・社会の安定・発展にとって大きな意義があると考えられる。加えて、外国人児童生徒等と共に学ぶ日本人児童生徒にとっても、異なる文化を理解する能力やコミュニケーションをする能力の向上といった効果が期待できる。外国人児童生徒等教育に携わる全ての学校関係者がこれらの積極的な意義や効果を認識することが重要である。

(外国人児童生徒等教育のための体制構築)

○2割の学校、5割の市区町村に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する状況を踏まえると、外国人児童生徒等に対する教育支援が全ての地方公共団体・学校・教員が直面し得る課題であるという認識を関係者が共有し、体制整備や人材育成等に取り組んでいくことが必要である。特にこれまで外国人児童生徒等教育への取組の実績や知見が十分でない散在地域における意識向上及び体制構築を進めることが急務である。

○このような意識向上や指導・支援体制の構築にあたっては、国、地方公共団体、学校、地域の NPO、大学、企業等の関係者が適切な役割分担を図りつつ、互いに緊密に連携して取り組むことが必要不可欠である。

○国は、外国人児童生徒等教育における国の基本的な方針を示すことに加え、都道府県等が行う外国人児童生徒等教育を担う教員の配置のための支援、外国人児童生徒等教育の実施に必要な基本的な情報提供、地方公共団体が行う外国人児童生徒等の受入れ体制整備のための自主的な取組への支援等を行うことが必要である。

○都道府県は、域内の外国人児童生徒等教育の基本的な方針を示すとともに、外国人児童生徒等教育に携わる県費負担教職員の配置や研修の実施、域内の教育実施のための方針の策定、市区町村が行う外国人児童生徒等の受入れ体制整備の取組に対する支援、県立高等学校等の設置者としての受入れ体制整備、学校種間接続に係る市区町村との連携等に取り組むことが必要である。

- 市区町村は、小・中学校の設置者として外国人児童生徒等教育の基本的な方針を示しつつ、受入れ体制の整備、就学促進活動、支援員配置等の域内の学校に対する支援等を行うことが必要である。
- 学校は、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップの下、外国人児童生徒等の受入れのために必要な教育課程の編成・実施、外国人児童生徒等教育を円滑に実施するための外国人児童生徒等教育担当教員、支援員、在籍学級の学級担任（教科担任）、その他の教職員を含めた校務分掌の決定、校内研修の実施等の指導・支援に必要な体制整備を行うことが必要である。
- 地域の NPO、国際交流協会、大学、企業等の関係機関は、教員養成、日本語教育、多言語コミュニケーション、教材開発等、各組織の目的に沿って学校等と連携し、地域として外国人児童生徒等教育を推進するための体制づくりに協力することが期待される。

（総合的・多面的な指導としての外国人児童生徒等教育）

- 学校における外国人児童生徒等教育は、単に日本語指導を行うだけではなく、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が求められるものである。このような外国人児童生徒等教育の基本的内容について、関係者の共通理解を図ることが必要である。
- このような観点から、今後、国においては「日本語指導」の用語に留まらず、外国人児童生徒等の教育に係る施策全体について「外国人児童生徒等教育（又は支援）」の語を用いるような展開も必要と考えられる。本報告書においては、「外国人児童生徒等教育」の用語を用いることとする。
- 具体的な指導方法・内容に関しては、学校に受け入れる児童生徒の状況の多様化の進展を踏まえ、児童生徒の個々の日本語能力、母語の能力、発達段階、基礎的な学力、文化的背景等を踏まえた対応が求められる。例えば、初期日本語指導、「取り出し」による日本語と教科の統合的指導（「JSL カリキュラム」等）、在籍学級の授業への入り込み指導、在籍学級担任・教科担任による指導上の配慮等の多様な指導法を組み合わせたり、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画を作成したりするなど、きめ細かな指導を一層推進することが必要と考えられる。

(ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援)

○更に、各学校・学年における学習内容の履修にとどまらず、就学前から小・中・高等学校を経て大学進学や就職につながるといった、ライフコースの視点に立って外国人児童生徒等に対する体系的・継続的な指導・支援の在り方を検討することが必要であり、学校種を超えた連携体制の構築や、指導計画や指導内容に関する情報の共有・引き継ぎ等が求められる。

○また、外国人児童生徒等にとって、学校における学びの先にどのような未来が開かれているのかといった将来像や具体的なロールモデルを提示することも、学びの動機付けの観点から効果的である。例えば、我が国の小学校・中学校等で教育を受けた外国人児童生徒等が進学・就職し、母国語と日本語によるコミュニケーションをする能力などの個性を生かして活躍する等、具体的な成功事例の発信及び共有を図っていくことが求められる。

(外国人児童生徒等教育を担う人材育成)

○上述のような外国人児童生徒等教育の総合的・多面的な性格を踏まえ、今後の学校における外国人児童生徒等教育を担う教員・支援員を中心とした人材の育成が急務である。国、地方公共団体、教員養成系大学・学部、日本語教育を行う NPO 等が連携し、教員養成学部等の課程及び現職研修を通じた体系的・総合的な人材育成施策を推進することが必要である。

Ⅱ 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実

1. 現状及び課題

- 日本語指導が必要な児童生徒の各学校における在籍の分布状況を見ると、在籍者が10名未満の少数在籍校（6,006校）が全在籍校（6,864校）の87%にも達する状況であり、大多数の学校が少数の児童生徒に対する日本語指導をはじめとする専門的指導を行うことが求められている。学校が単独で対応することには限界があり¹¹、都道府県・市区町村が主導的な役割を果たしながら、近隣の複数の学校にまたがって専門的な指導を行うための拠点的功能や関係者の連携ネットワークによる指導・支援体制を構築することが必須の課題と考えられる。
- 外国人児童生徒等教育担当教員の学校への配置については、平成20（2008）年度から平成27（2015）年度までの間に約1.5倍に増加するなど、全国的に拡大傾向にある。しかし、日本語指導が必要な児童生徒数も増加していることもあり、外国人児童生徒等教育を担う教員配置数は全体として不十分な水準にある。また、特に散在地域（又は数人程度在籍等の少数在籍学校）や極端な集住化が生じている地域（又は100人超在籍等の集中在籍学校）では適切な指導が困難な状況であり、各学校における状況に応じた教員配置の更なる充実が課題である。
- また、日本語教育に関する専門的知見により教員をサポートする日本語指導の支援員（以下「日本語指導支援員」）についても、支援員となりうる人材の情報が学校現場で得られにくい状況にある。更に、児童生徒の母語の多様化により、母語による通訳や学習支援などを行う支援員となる人材の確保が困難な場合が生じており、これらの外部専門人材の学校現場における円滑な活用の促進が課題である。
- 特に散在地域の学校・地方公共団体においては、外国人児童生徒等教育に関し、限られた人員・予算・専門的知見の中で指導を行うことが求められることから、必ずしも資源が十分でないこれらの地域の学校・地方公共団体が効果的かつ迅速に指導・支援体制を構築できるような条件整備・支援の在り方が課題である。この点、学校と、知見を有する地域のNPO、国際交流協会、大学、保育所等の関係機関との連携により初期対応のための体制整備を図っている地方公共団体の

¹¹ 都道府県の外国人児童生徒等教育に携わる教員の配置（加配）を行うための加配基準において、10名未満の少数在籍校に配置を行わないとしているケースが見られる。

事例も見られるところであり、これらの成功モデルの他地域への普及を図ることが有効である。

2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）

（1）「拠点校」等を中心とした指導体制の構築

○外国人児童生徒等の受入れに取り組む学校・教育委員会では、域内の日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を円滑・効果的に行うことができるよう、「拠点校」「日本語サポートセンター」「コーディネーター」等の様々な拠点的機能を整備し、これらを中心とした学校・市区町村教育委員会・都道府県教育委員会等の連携ネットワークの構築を図っている事例が見られる。

○具体的には、

- （a）市区町村／都道府県の一定域内で、外国人児童生徒等教育担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校における日本語指導・教科指導等を行うとともに、拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース【教員の拠点校】
- （b）市区町村／都道府県の一定域内で、初期日本語・適応指導教室やJSLカリキュラムによる日本語・教科統合指導などの取り出し指導を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース【児童生徒の拠点校】
- （c）市区町村／都道府県教育委員会等に、児童生徒の日本語能力等の把握や域内の各学校における様々な外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発、提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための「日本語教育（サポート／支援）センター」を設置するケース【指導ノウハウの拠点機能】
- （d）都道府県教育委員会等において、域内の市区町村教育委員会や学校に日本語指導支援員や母語支援員等の派遣を行うためのコーディネートを行うケース【支援人材の拠点機能】

などの様々な拠点機能の整備に関する取組が行われている。このうち、（a）、（b）の拠点的機能については、集住地域等において取り組まれる事例が増えてきているが、これを更に他の地域にも普及していくことに加えて、今後は（a）や（b）の機能に加えて、又はこれに替わるものとして、（c）、（d）のような専門的知見の集積のための拠点的機能の考え方を、地域の実情に応じて取り入れ

ていくことが期待される。

- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する都道府県・市区町村は、各地域における児童生徒の在籍の状況や、専門的知見の蓄積の状況等、地域の実情に応じてこれらの拠点的功能の考え方を取り入れ、域内において支援が必要な全ての児童生徒に対し適切な外国人児童生徒等教育を実施できるような指導・支援体制を構築することが必要である。

- 国においては、各地方公共団体における外国人児童生徒等教育のための拠点的功能等の体制整備の状況の把握、分析等を行い、「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」などの体制整備に取り組む地方公共団体に対する支援を充実させることが必要である。また、地方公共団体への情報発信や連絡協議会・セミナー等の開催等、これらのモデルの他地域への普及促進のための活動を強化するべきである。

- 特に、散在地域においては、「拠点校」等の拠点的功能を中心とした広域の学校間・市区町村間に渡る指導・支援体制を構築する取組を一層促すため、都道府県がより主導的な役割を果たすことが求められる。また、必ずしも体制整備についての知見の蓄積や意識啓発が十分でない散在地域の都道府県・市区町村の取組を後押しするため、国は、体制構築に必要な専門的助言・コーディネート、予算・人員面での支援、相談業務を含めた総合的な取組を行う地方公共団体に対し、重点的に支援を行うべきである。

- なお、学校における外国人児童生徒等教育は、時として、指導を担当する個々の教員の問題と捉えられがちであるが、実際には、在籍学級の学級担任(教科担任)、支援員、管理職に加え、全ての教職員が協働して取り組む課題であることから、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップが求められる。市区町村においては、例えば、日本語能力に応じた特別の指導のための「特別の教育課程」を導入すること等を契機に、学校が校長を中心に行う外国人児童生徒等教育に必要な教育課程の編成・実施、校務分掌の決定、管理職・教員・支援員等への研修機会の付与などの体制整備に対する支援を行うことが必要である。

(2) 地域の NPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制の構築

- 外国人児童生徒等教育のための体制整備を進めるにあたっては、日本語指導や母語支援員の人材確保、放課後・土曜日等の課外活動の活用、就学前からの初期日本語指導・就学促進等、学校のみでは十分に対応することが難しい課題もあることから、外国人児童生徒等が在籍する学校や地方公共団体と、地域の教育活動を担う様々な関係者との連携体制やネットワークの構築が必要である。
- 都道府県・市区町村は、地域の NPO、国際交流協会、大学、社会教育関連施設、子育て支援・地域医療・福祉等の関係機関と学校の連携・ネットワーク構築が促進されるよう、外国人児童生徒等教育に関係する関係機関による連絡協議会などのネットワーク形成・意見交換の場を設けることが必要である。また、各関係機関の地方公共団体内の所管部署間の連携を図ることが重要である。
- 国においては、連携体制・ネットワーク構築の先進的な取組についての情報収集・提供を行うことに加え、国の補助事業等において、地域の NPO 等との連携を促すための具体的・効果的な仕組みを検討すべきである。
- また、平成 21（2009）年から 26（2014）年までの「定住外国人の子供の就学支援事業」（「虹の架け橋教室」）及びその後継事業である「定住外国人の子供の就学促進事業」は、外国人の子供の就学支援等を行う NPO と都道府県・市区町村との連携促進に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、国は、今後も同事業の充実・強化に努めるべきである。

(3) 外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充

- 学校において外国人児童生徒等教育を担当する教員には、日本語能力に応じた日本語指導や教科指導、児童生徒の母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画の策定、学級担任（教科担任）や日本語指導支援員や母語支援員等との指導内容に関するコーディネーター等の様々な役割を果たすことが求められる。
- 国は、増加・多様化する日本語指導等が必要な児童生徒に対し、これらの日本語指導・教科指導・生活指導等の総合的な指導を充実するため、こうした役割を担

う外国人児童生徒等教育担当教員の定数について、大幅な充実を図ることが必要である。

○また、教員の配置の権限を有する都道府県等は、域内の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況等を踏まえつつ、拠点的功能等の体制整備とあわせた外国人児童生徒等教育担当教員の適正かつ十分な配置に努めるべきである。

○また、外国と我が国の入学時期の相違等の事情により、年度の途中で外国人児童生徒等が編入学したり帰国したりする場合が多くあることから、年度当初の担当教員の配置によっては対応が難しいことも考えられる。したがって、年度途中の児童生徒の急増・急減にも対応できるよう、国及び都道府県等は、外国人児童生徒等教育に携わる教員を安定的に確保することが求められる。

○なお、都道府県が設定する外国人児童生徒等教育の担当教員の配置基準との関係から、1学校あたりの日本語指導が必要な児童生徒数が少ない学校において担当教員が配置されない場合が多く見られることから、(1)の「拠点校」等の設置や広域に渡る指導・支援体制の構築の取組にあわせて、少数在籍学校においても複数の学校への巡回指導や通級による指導等を行うための担当教員を配置するような工夫も必要と考えられる。

(4) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進

○外国人児童生徒等教育に関し中心的な役割を果たすべき担当教員に加え、これらの教員をバックアップする日本語指導支援員や母語による支援を行う支援員の学校における配置を推進することは重要である。国、都道府県、市区町村は、学校におけるこれらの支援員の配置を促進するための支援を充実すべきである。

○また、地域において日本語指導支援員や母語支援員となり得る人材を安定的・継続的に確保することが重要である。都道府県・市区町村は、日本語教員の養成や多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わる NPO、地域の日本語教室で活動している地域日本語教育コーディネーター等に関する情報収集を行い、関係者とのネットワーク形成に努めることが期待される。国は、これらの地方公共団体の取組への支援を通じてその促進を図ることが求められる。

Ⅲ 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保

1. 現状及び課題

- 外国人児童生徒等教育にあたっては、日本語能力に応じた日本語指導や教科指導、児童生徒の母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画の策定、学級担任（教科担任）や日本語指導支援員や母語支援員等との指導内容に関するコーディネート等、多様かつ専門的な役割が求められる。その一方、外国人児童生徒等教育に携わることとなった全ての教員が、必ずしもこれらの役割に必要な専門性を習得するための教育・研修を受けている訳ではない。
- 現状では、在外教育施設教員派遣制度や、JICA の青年海外協力隊現職教員派遣制度等の経験など、外国人児童生徒指導や海外子女教育に関する経験の豊富な教員等を活用する取組が地方公共団体で進んでいる。今後も教員や教員を目指す学生等がグローバルな経験を積む機会の拡大を各関係者に働きかけるとともに、これらの経験者を活用しながら外国人児童生徒等教育担当教員の配置を引き続き推進することが必要であるが、並行して、当該教員に求められる専門的な資質・能力を身につけるための教員養成・研修の充実に取り組むことが必要である。
- 外国人児童生徒等教育のための教員の養成に関しては、大学の教員養成学部等の課程において「日本語教育」関連科目が設置されている例が見られるが、必ずしも学齢期の児童生徒の学校における学習活動に必要な日本語習得に着目したものでないことが多い。また、日本語と教科の統合的指導や生活指導など、外国人児童生徒等教育を担う教員に求められる資質・能力や、養成のための教育課程・科目の在り方についての共通理解は必ずしも得られていない状況である。
- また、現職教員が外国人児童生徒等教育に携わるにあたり、必要な専門性を身につける機会を確保することが必要であるが、各都道府県等が実施する研修において「帰国・外国人児童生徒教育」の研修項目を設けている例があるほか、独立行政法人教員研修センターにおいても、外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修の機会が提供されている。
- これらの状況を踏まえ、外国人児童生徒等教育のための専門的な資質・能力の在り方について関係者の共通理解を図った上で、教員養成・研修等を通じてそのよ

うな資質・能力を有する教員を確保するための方策について検討することが必要である。

○日本語指導支援員や母語支援員は、主に大学等において日本語教育について学んだ人材や、外国語によるコミュニケーションに長けた人材から活用されており、外国人児童生徒等教育担当教員や学級担任（教科担任）を補助しつつ、児童生徒の学習・生活をサポートする重要な役割を担っている。しかし必ずしも児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部の人材を、学校における支援員として活用するための研修機会の充実が課題である。

2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）

（1）外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実

○外国人児童生徒等教育を担う人材を育成するため、国は、日本語指導・教科指導・生活指導等の多様な役割を担う外国人児童生徒等教育担当教員に必要な資質・能力を具体的に示すとともに、教員養成学部等の課程・現職教員研修を通じてそのような教員の専門性を養うために必要なモデル・プログラムを研究・開発するべきである。

○国における研究・開発にあたっては、既存の教員養成学部等の課程における関係科目の設置状況、教育委員会等における現職教員研修における関係プログラムの設置状況等を踏まえつつ、関係学会等の専門家の協力を得つつ実施するべきである。また、全ての教員に求められる資質・能力、例えば、国際理解教育や児童生徒に対する日本語教育に関する基本的な資質・能力と、外国人児童生徒等教育担当教員として専門的な指導を行う教員に求められる資質・能力の違いに留意することが求められる。

○これらのモデル・プログラムの内容を踏まえ、教員養成系大学等においては、当該大学等の所在する地域の必要性に応じ、教員養成学部等の課程において、外国人児童生徒等教育の関係科目が設置され、教員を目指す学生が履修することが可能となるような取組を推進することが期待されるとともに、国及び都道府県等はこれらの取組の普及を図ることが求められる。

○また、現職教員研修については、外国人児童生徒等を受け入れる学校の担任教員・管理職等全ての教員が一定の資質・能力を身につけられるよう、都道府県等において、地域の必要性に応じつつ、その主体的な判断により、初任者研修、10年経験者研修等の研修の一環として外国人児童生徒等教育に関連する研修プログラムを実施することが必要である。また、上記の内容について、免許状更新講習においても、大学や都道府県等の開設者の主体的な判断により、選択必修領域及び選択領域の講習の一部として取り扱うことが期待される。

○なお、外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性を高めていく観点からは、以上に加えて、専門的な教育・研修等の履修の成果を対外的に証明する仕組みを設け、専門的能力の適切な活用に資することが重要である。日本語教育に携わる人材の養成や資格の在り方については、文化審議会国語分科会において、現行の枠組みや取組では不十分な部分について具体的な検証を行い、日本語教育に携わる人材に求められる能力について整理した上で検討することが予定されている。国は、以上の検討内容を踏まえつつ、外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方について、検討を行うべきである。

○この他、日本語と教科の統合指導の教授法などの教員の専門性の育成や能力の証明に関しては、例えば、中央教育審議会答申¹²で提言された、「教員育成協議会(仮称)」の仕組みを活用しつつ、地域の教職大学院等と連携した外国人児童生徒等教育に携わる現職教員の専門性を養成するための研修プログラムの構築や履修証明等の仕組みの構築に取り組むことも考えられる。都道府県等においては、地域の必要性に応じ、その主体的な判断により、このような取組を行うことが求められる。

(2) 外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置

○外国人児童生徒等教育を担う人材を確保するため、都道府県等は、大学で日本語教育、多言語の外国語教育、国際理解教育、多文化共生等の専門的な教育を受けた者や、海外留学や海外ボランティア等において外国人児童生徒等教育に関係する経験を積んだ者をより積極的に評価して、教員として採用できるよう、教員採用選考において考慮することが求められる。

¹² 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)

○また、都道府県等においては、外国人児童生徒等教育に関する経験豊富な教員や専門性の高い教員、当該教育に携わる意欲を有する教員を、域内の学校における外国人児童生徒等教育に携わる担当教員として配置するなどの取組を可能な限り検討すべきである。さらに、外国人児童生徒等教育の担当教員の配置にあたって、在外教育施設教員派遣制度や、JICA の青年海外協力隊現職教員派遣制度等を通じた海外経験について考慮する等の取組を進めることも有効である。

(3) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成

○日本語教育や外国語によるコミュニケーション等の専門的な能力を有する外部の人材を、学校の外国人児童生徒等教育において教員を補助する支援員として一層活用できるよう、都道府県及び市区町村は、支援員が学齢期の児童生徒の日本語習得に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基礎的な知識などについて習得することができるような研修機会を充実させることが必要である。また、国は、支援員に対する研修を行う地方公共団体の取組への支援を通じてその促進を図るべきである。

○また、国は、(1) の外国人児童生徒等教育担当教員に求められる資質・能力の検討に加え、日本語教育の専門的な能力を有する人材が教員を補助する支援員として学校教育に参画していくために必要な基礎的な資質・能力の在り方について検討することが必要である。

○特に、母語支援員については、在籍学級、国際教室、課外活動等において学習支援を行っている場合や、児童生徒や保護者との日々の学校生活等に関するコミュニケーションを補助するための通訳や翻訳を行っている場合、外国人児童生徒等の心のケアを行っている場合等、地域・学校の状況によって様々な役割を担っているのが現状である。都道府県・市区町村は、地域の外国人児童生徒等教育の指導・支援体制の実情を踏まえ、どのような母語支援員を必要とするのかを明らかにした上で、必要な人材の確保を行うとともに、学齢期の児童生徒に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基礎的な知識などについて習得することができるような研修機会の充実に努めるべきである。また、国は、支援員に対する研修を行う地方公共団体の取組への支援を通じてその促進を図るべきである。

IV 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実

1. 現状及び課題

- 国においては、平成 15（2003）～18（2006）年度に開発された日本語・教科統合指導のモデル・カリキュラムである「JSL カリキュラム」、平成 26（2014）年に策定した児童生徒の日本語能力の把握のための評価ツールである「DLA」、及び外国人児童生徒等に対する取り出し指導についての制度的手当として平成 26（2014）年に導入した「特別の教育課程」等の条件整備を行ってきた。これにより、学校において取り出しによる日本語と教科の統合的指導を行うための基礎的条件は整いつつあるものと考えられる。
- ただし、「特別の教育課程」を導入している学校は平成 26（2014）年 5 月現在、在籍学校の 2 割程度となっており、これらの指導内容・指導方法が十分に浸透していないものと考えられる。外国人児童生徒等教育における指導内容を一層改善・充実していく観点からは、「特別の教育課程」の実施に不可欠な教員の配置などの体制整備に加え、日本語と教科の統合的指導のノウハウが十分でない学校・教員における制度の導入を支援するための取組が必要である¹³。
- 一方、中学校から編入し母語により学習することはできるものの日本語能力が十分でない生徒への指導の在り方や、日本語能力に加えて基礎的な学力や学習習慣等に課題がある生徒への指導の在り方、更に日本語を初めて学ぶ児童生徒への初期日本語指導の在り方など、従来の「JSL カリキュラム」の枠組みを超えた対応が求められる事例が生じており、多様化する児童生徒の状況に応じた指導の在り方の改善・充実が必要と考えられる。
- 日本語指導や教科指導のための多言語教材・リライト教材や、児童生徒の文化的背景を踏まえた生活指導のための連絡文書等については、実践校における活用・授業研究の成果が蓄積されている状況であり、文部科学省の教材・文書検索サイトである「かすたねっと」上にも一部蓄積され、他の学校の関係者が検索・閲覧・使用が可能な状況である。今後はこれらの教材等の情報の拡充に加え、より幅広い学校による効果的な活用を促すための方策の検討が必要である。

¹³ なお、同時に行った調査で回答のあった市区町村教育委員会の 8 割超が、「特別の教育課程」実施のためには体制整備が必要と回答していることから、教員の配置等の体制整備が不十分であることも、「特別の教育課程」の導入が進まない要因の 1 つとして考えられる。

2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）

（1）「JSL カリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及

（「JSL カリキュラム」の普及）

- ノウハウが十分でない学校・教員が日本語指導の必要な児童生徒を初めて受け入れる際、指導体制の構築、DLA による児童生徒の能力の判定、指導案・教材の作成、個別の指導計画の策定、初期日本語指導、「JSL カリキュラム」等による日本語・教科統合指導などの具体的な手順や関連資料の作成・入手方法などを分かりやすく示すことが重要である。国は、これまで通知等により整備してきた指針、手引き、教材等の情報を活用しつつ、学校・教員に必要な情報をパッケージとして提示するための取組を推進することが求められる。

（「特別の教育課程」の普及促進）

- 児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導のための「特別の教育課程」を導入する学校を一層拡大するため、国は、「特別の教育課程」の実施に不可欠な教員の配置などの体制整備に対する支援の充実を図るとともに、日本語と教科の統合指導や日本語初期指導を、在籍学級から一定の時間¹⁴取り出して、在籍学校又は近隣の拠点校等で指導を行うことが可能となる、「特別の教育課程」の利点を積極的に発信していくことが必要である。
- 加えて、「特別の教育課程」を編成・実施するにあたり、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を策定し、学習評価を行うことが求められている¹⁵。国は、学校の教員がこれらの個別の指導計画の策定・学習評価を円滑に行うことができるよう、先進的な事例に関する情報発信などの支援を行うことが必要である。

（中学・高校段階における指導内容の検討）

- 中学校における「JSL カリキュラム」等による指導に関しては、例えば小学校高学年や中学校の段階で来日し、日本語能力に課題がある状態で学校に入学・編入する場合、日本語と教科の統合的指導の方法のみでは十分な対応が難しい場合

¹⁴ 年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

¹⁵ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成 26 年 1 月 14 日 25 文科初第 928 号）

も想定される。このような場合、母語を介した教科指導や、翻訳版の教材の活用等の様々な手法を組み合わせることも必要であり、国において、効果的な指導方法の在り方を検討することが必要である。

○また、同様に、中学校における学び直し等を含めた基礎的な学力定着のための日本語指導・教科指導の在り方等についても、例えば、外国人児童生徒等の特性を踏まえた小中連携による学び直しの指導体制の構築、放課後等の補習学習の充実等の具体的な指導の在り方についての検討が必要である。

○外国人児童生徒等の高等学校への進学や卒業の促進の観点から、高等学校段階における日本語指導・教科指導の在り方についての検討も必要である。国は、上に述べた小・中学校段階での「JSL カリキュラム」等による指導内容や、「特別の教育課程」による取組状況等を検証した上で、これらの適用範囲の高等学校段階への拡大に必要な検討に着手することが必要である。

(在籍学級における指導との関係)

○「特別の教育課程」を導入し、取り出しによる日本語と教科の統合的指導を行う場合、指導内容や児童生徒の目標達成状況について、在籍学級の担任教員と取り出し指導を行う外国人児童生徒等教育担当教員の連携を図ることが重要である。

○また、「特別の教育課程」を導入した後も、日本語指導が必要な児童生徒が大半の時間を過ごすこととなる在籍学級における学習においては、例えば、教員が児童生徒の日本語能力等を踏まえ、指導方法の配慮（ゆっくり、はっきり話す、児童生徒の日本語による発言を促す等）、使用教材の配慮（絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用等）、指導計画上の配慮（個々の児童の日本語習得状況、学習理解度等の把握等）などの指導上の配慮を行っている事例が見られるところである。国は、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる学校・教員が行うべき指導上の配慮事項を示すとともに、周知を図ることが必要である。

(2) 就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施

○学校において行う日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導・教科指導をより一層効果的なものとする観点からは、全く初めて日本語の学習を始める外国人児童生徒等が学校生活に必要な基本的な日本語を早期に習得し、円滑に教科学

習に移行することが重要である。このため、多くの市区町村・学校において、就学の初期段階の生活に必要な基本的な日本語を習得させる初期日本語指導に取り組んでいるが、市区町村・学校はこれらの取組の充実を図るとともに、国、都道府県はその取組に対する支援を通じて促進を図ることが必要である。

○また、就学する前段階から児童生徒の日本語能力を把握し、学校生活に必要な日本語習得に向けた取組に着手することも重要であり、例えば、市区町村と小学校、外国人の幼児等が在籍する幼稚園・保育所等が連携し、就学前段階の1～3ヶ月程度、プレスクール等の初期指導教室における日本語指導を実施する等の取組が行われている地域もある。市区町村・学校はこれらの取組の充実を図るとともに、国、都道府県はその取組に対する支援を通じて促進を図るべきである。なお、これらの就学前段階における児童生徒の日本語能力の把握の結果を踏まえつつ、当該地域の学校における受入れの体制整備を行えるよう、地方公共団体の関係部署間の連携の促進も求められる。

○更に、乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対して家庭で子供の母語や基礎的な日本語を育むことの重要性や、学校生活に必要な日本語習得のための初期日本語指導の必要性の啓発活動を行うことが重要である。この際、親の日本語能力が十分でない場合については、親が受講できる地域の日本語教室の情報の提供を併せて行うことも有効である。

(3) 外国人児童生徒等教育のための教材の充実

○日本語指導・教科指導のための多言語教材・リライト教材や、児童生徒の文化的背景を踏まえた生活指導のための連絡文書等については、先進的な取組を行う各学校で研究・開発された教材・文書の蓄積が進んでいるところであり、文部科学省では、教材・文書検索サイト「かすたねっと」を設置・運営し、これらの情報を広く他の地域・学校で共有・活用されるよう取り組んでいるところである。

○しかし、情報の整理・アップデートの方法や検索機能、サイトの運用言語（現在は日本語のみ）等の課題のため、現状では必ずしも幅広い学校関係者に活用されていない状況である。国は、「かすたねっと」をより利用しやすい機能・内容となるよう改善するとともに、都道府県、市区町村、大学、NPO、民間企業等による教材開発の取組との連携を図りつつ、外国人児童生徒等教育のための教材の一層の充実や、ICTを活用した教材開発の在り方について検討を行うべきである。

V 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進

1. 現状及び課題

- 外国人の子供の義務教育諸学校への就学の促進¹⁶に関しては、平成 24（2012）年に現行の在留管理制度を導入以降、各地方公共団体では、住民基本台帳に記載された在留外国人の登録情報に基づき、学齢簿に準じた書類の作成、就学案内の通知の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、戸別訪問の実施等、様々な就学促進の取組が行われており、不就学者の減少に効果があるとする事例も報告されている。
- これらの取組は集住都市等の外国人児童生徒等の受入れに積極的な地方公共団体において、相当の予算及び人員の手当を伴って行われている現状であり、国の補助事業においても受入れ・指導体制の整備の一環としてこのような取組への補助が行われている。今後、各地方公共団体の実情に応じて、これらの効果的な就学促進のための取組を全国に普及していくため、各地方公共団体における就学促進の取組を支える体制整備、情報共有等の取組が課題である。
- また、学校生活への不適應や、学習意欲の低下、進学に関する情報・理解不足等の理由により、外国人児童生徒等が不登校、中退等となることがないように、児童生徒本人に対する生活・進路指導等に加えて、日本語能力が十分でない保護者との就学相談・生活指導・進路相談等におけるコミュニケーションの向上を図ることが課題となっている。
- また、外国人児童生徒等の家庭が経済的援助を必要とする困窮状態にある等のケースが指摘されており、外国人児童生徒等の家庭環境が不就学・不登校の原因となっていることも考えられることから、就学促進の施策と社会福祉の施策との連携をいかに図っていくかが課題である。
- 外国人生徒等の高等学校への進学に関しては、13 都道府県において県立高等学校における在留外国人のための入学の「特別枠」を設置するほか、学力検査にお

¹⁶ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）（昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号）及び児童の権利に関する条約（平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号）に基づき、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、当該児童生徒を無償で受け入れることとされており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

けるルビ振りや辞書の持ち込み等の配慮等の取組が行われており、外国人集住都市における調査では、中学卒業者の約8割が高等学校に進学しているとのデータもある。その一方、高等学校への進学後に学習のための日本語能力に課題がある外国人生徒等が4割超とする調査もあり、高等学校における日本語指導などの専門的な指導を行うための教育支援が課題となっている。

○外国人の子供等のライフコースの観点に立って、学校における学びの先にどのような未来が開かれているのかといった将来像や具体的なロールモデルを提示し、学びの動機付けを図っていくことが重要であり、進路ガイダンス、キャリア教育、インターンシップ等の取組の推進方策が課題である。

○また、外国人児童生徒等の個性を伸ばさせる観点から、外国人児童生徒等を受け入れる学校において、複数の言語でコミュニケーションをする力、異なる文化を理解し、環境に適応することができる力、グローバル化に対応することができる力等に焦点を当てた学習活動への取組を促進するための方策について検討が必要である。

2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）

（1）外国人の子供等の就学促進

（就学促進の取組の一層の充実）

○外国人の子供の就学促進の取組を一層推進するため、学校や都道府県・市区町村の教育委員会と住民基本台帳担当部局が連携し、住民基本台帳の登録情報に基づく外国人児童生徒のための学齢簿に準じた書類の作成、学齢期の児童生徒に対する就学案内の通知の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、不就学等の把握の観点からの戸別訪問の実施等を行うことが必要である。また、国はこれらの地方公共団体の取組に対する支援を行うとともに、先進的な取組の他の地域への普及促進を図るべきである。

（保護者とのコミュニケーションの促進）

○また、特に保護者の日本語能力不足や我が国の学校制度・学校生活・進学・就職等についての理解不足、教員等とのコミュニケーション不足等の理由により、子供の就学・進学等が困難となる状況も指摘されているところである。

○例えば、外国人児童生徒の保護者に対し、就学の意義や必要性等の啓発を図る観点からは、外国人の保護者が日常的に通う地域の保健センターや病院、日本語教室等の公共施設において、就学ガイダンスや就学相談等の案内を行うことも効果的であることから、市区町村の教育委員会と子育て支援関係の福祉担当部局の連携を一層促進することも考えられる。国、都道府県は、学校と外国人児童生徒等の保護者とのコミュニケーション促進のためのこれらの取組の促進を図るべきである。

○また、母語による支援員や ICT を活用した、多言語による学校と保護者とのコミュニケーションの支援や、多言語による就学案内の通知の発出、多言語による「就学ガイドブック」の利用促進等に取り組むことも有効と考えられる。

(外国人児童生徒等を巡る諸課題への対応)

○貧困等の外国人児童生徒の家庭環境面の課題への対応については、これまでも義務教育諸学校に受け入れた外国人児童生徒に対し、日本人児童生徒と同等の就学援助の実施を行うなどの取組が行われているところであるが、貧困等の家庭環境のために児童生徒が不就学・不登校の状態となることのないよう、都道府県・市区町村においては、スクールソーシャルワーカーや地域の民生委員・児童委員や、地域の児童生徒の居場所作り等に携わる NPO 等と学校・外国人児童生徒等教育担当教員との連携を一層推進することが必要である。

○日本語指導が必要な児童生徒において、自閉症、LD（学習障害）や ADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障害の可能性のあるケースについて、日本語能力面での課題や文化的背景、行動様式等の相違により、必要な支援の判断が見極めにくいことがある。このため、国において、日本語指導が必要な児童生徒であって発達障害の可能性のある者への指導・支援の在り方についての専門家・専門機関等による研究について情報収集を図るべきである。

(2) 外国人生徒等の高校進学への促進

(高校入試の特別枠の設定の促進)

○高等学校への進学を目指す外国人生徒等の中には、その時点での日本語能力が十分でないものの、高等学校での学習を通じて複数の言語でコミュニケーションをする力等を伸ばすことによって経済的・社会的に自立できる可能性のある者も含まれていると考えられる。これらの外国人生徒等に対し高等学校への進学への機会

を提供する観点から、都道府県においては、県立高等学校等の入試における在留外国人生徒に対する「特別枠」の設定や、学力検査における日本語能力への配慮等の取組を推進することが求められる。また、国は、現在一部の都道府県に留まっているこれらの取組について、その現状や実態を把握し、情報提供を行うことなどを通じて、全国の都道府県へ促すべきである。

(高等学校における指導の充実)

- 外国人生徒等が高等学校における学習を通じて個性を發揮するためには、個々の生徒の日本語能力や学力、文化的背景等に配慮したきめ細かな指導が必要であり、小・中学校における外国人児童生徒等教育から連続する形で、高等学校における日本語指導・教科指導の内容の改善・充実を図ることが必要である。
- 都道府県においては、域内の小・中学校等における外国人生徒等の就学の状況や、進学・就職の動向を踏まえつつ、高等学校における日本語指導・教科指導等の体制の構築を図ることが求められる。その際、公立小・中学校の設置者である市区町村教育委員会との連携を図ることが重要である。また国においては、都道府県等における高等学校の指導体制整備の取組に対する支援を通じてその促進を図るべきである。
- また、国は、高等学校段階における日本語指導・教科指導の改善・充実の観点から、小・中学校段階での「JSL カリキュラム」等による指導内容や、「特別の教育課程」による取組状況等を検証した上で、これらの高等学校段階への拡大に必要な検討に着手することが必要である。

(3) 外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進

(企業等との連携によるキャリア教育・インターンシップ等の推進)

- 外国人生徒等の進学・就職を通じた社会的・経済的な自立を促進する観点から、学校、地方公共団体は、外国人生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組を一層推進することが必要である。
- また、これらの活動にあたっては、地域で外国人労働者を多く受け入れている又はグローバル人材を積極的に活用する企業等との連携を図ることも有効である。現在、多くの地域において、企業等を含めた地域の関係者が参画する連絡協議会を開催して連携の促進を図っていることに加え、一部の地域では、外国人労働者

を雇用する地域の企業等が、職場見学やキャリア教育のための講師を学校に派遣する等、企業と学校・地方公共団体が具体的な連携を行っている例も見られる。国は、これらの企業等との連携に関する情報を収集し、学校・地方公共団体に広く発信・普及するべきである。

○更に、学校における学びの先の将来像や具体的なロールモデルを提示する観点から、外国人児童生徒等のうち、実際に我が国の義務教育諸学校等で教育を受け進学・就職し、個性を生かして活躍している社会人・大学生・高校生が、在学中の外国人児童生徒等と交流する機会を設け、学びの動機付けを図っている事例も見られるところである。国・都道府県においても、このような取組に対する支援を検討すべきである。

○また、国は、学齢期に就学できなかった外国人の学びの場としても重要な役割が期待される夜間中学の設置の促進、外国人生徒等の就職の機会をより高める観点から、ハローワーク・労働局・企業等との連携による、外国人生徒等に対する卒業後の職業訓練機会や就職相談の機会等の拡大に関する都道府県等の取組を支援すべきである。

(外国人生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進)

○外国人児童生徒等が多数在籍する市区町村においては、国の特例校の制度を活用して、教科等について外国語による指導を行う、いわゆるイマージョン教育を行う小・中学校を設置するとともに、複数の言語によるコミュニケーション力や異文化への理解、異なる環境への適応力等の外国人児童生徒等の個性を伸ばし、グローバルに活躍できるよう外国人児童生徒等が学習しやすい環境を整えるための方策を検討することが考えられる。

○また、高等学校については、国は、スーパーグローバルハイスクール（SGH）の仕組みを活用し、定住外国人生徒・留学生・日本人生徒を対象に、外国語による授業、国際理解教育、多文化共生教育等を重視したグローバルリーダー育成に資する教育課程の研究開発・実践を行うべきである。

○その他、国は、大学に進学した定住外国人学生等についても、留学生・日本人学生と共に学びあう環境を充実させる等、それぞれの個性を伸長するための各大学の自主的な取組を促すことが重要である。

おわりに

本報告書においては、有識者会議における議論を踏まえ、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後5年間程度を目途に取り組むべき施策の基本的かつ具体的な方向性について、提言を行った。

今後、国、地方公共団体、学校、その他の関係者において、本有識者会議の報告に盛り込まれた内容を十分に踏まえ、施策の実施にあたることを期待する。また、国においては、本報告に盛り込まれた提言の方向性について、地方公共団体、学校、その他の関係者に対する周知を図るとともに、提言の実施状況を把握・検証し、関係施策の一層の改善・充実に努めることを期待する。